

岩手県告示第 499 号

職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 30 条第 1 項の規定により、平成 19 年度職業訓練指導員試験を次のとおり行う。

平成 19 年 6 月 12 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の種類

- (1) 学科試験のすべてを実施する職種 建築科
- (2) 学科試験のうち指導方法のみを実施する職種 職業能力開発促進法施行規則別表第 11 に対応するすべての免許職種
- (3) 学科試験及び実技試験の全部について免除になる場合は、免許職種を制限しない。

2 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学科試験	平成 19 年 9 月 2 日午前 9 時から	岩手県立産業技術短期大学校水沢校

3 受験手続 受験申請書を平成 19 年 6 月 18 日(月)から同年 7 月 6 日(金)までに岩手県商工労働観光部労政能力開発課に提出すること。

4 その他 詳細については、岩手県商工労働観光部労政能力開発課に問い合わせること。